

ID: 1693

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	操作規程の承認及び変更承認		
法令名 根拠条項	海岸法 第14条の3第1項及び第5項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第14条の3の規定による。 (操作規程)</p> <p>第14条の3 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者(以下「他の管理者」という。)は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設については、主務省令で定めるところにより、当該操作施設の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の操作規程は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 海岸管理者は、第1項の操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 第10条第2項に規定する者は、第1項の規定にかかわらず、その管理する操作施設について同項の操作規程を定め、海岸管理者に協議することをもつて足りる。</p> <p>5 前各項の規定は、第1項の操作規程の変更について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日